

後志利別川水系河川整備計画(原案)
修正案、対比表

平成 18 年 11 月

北海道開発局

第 2 回後志利別川整備計画検討委員会 平成 18 年 11 月 16 日

後志利別川水系河川整備計画(原案) 修正検討

後志利別川水系河川整備計画(原案) - 第1回委員会、配付資料		委員会の意見など	修正案																																																																																																					
<p>1-3-2 河川整備計画の対象区間 本河川整備計画は、河川管理者である北海道開発局長が河川法第16条の2に基づき、後志利別川の指定区間外区間(大臣管理区間)及び河川法施行令第2条7号の区間(以下「2条7号区間」という。)を対象に定めるものである。本計画の対象区間を表1-10及び図1-15に示す。</p> <p>表 1-10 河川整備計画の対象区間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">河川名</th> <th colspan="2">区 間</th> <th rowspan="2">延長(km)</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>上流端(目標物)</th> <th>下流端</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">後志利別川</td> <td>左岸 北海道瀬棚郡今金町字美利河410地先 右岸 同町同字41-21地先</td> <td>海</td> <td>51.0</td> <td>指定区間外区間</td> </tr> <tr> <td>左岸 北海道瀬棚郡今金町字美利河国有林今金事業区238林班か小班地先 右岸 同町同字113番の8地先</td> <td>左岸 北海道瀬棚郡今金町字美利河410地先 右岸 同町同字41-21地先</td> <td>5.6</td> <td>美利河ダム区間</td> </tr> <tr> <td>真駒内川</td> <td>左岸 北海道久遠郡せたな町字北檜山54番地先 右岸 同町字豊岡225番地の2地先</td> <td rowspan="7">後志利別川への合流点</td> <td>1.4</td> <td>2条7号区間</td> </tr> <tr> <td>オヤツバ川</td> <td>左岸 北海道瀬棚郡今金町字鈴金264番地先 右岸 同町字八束9番地先</td> <td>1.0</td> <td>2条7号区間</td> </tr> <tr> <td>トマガナイ川</td> <td>北海道瀬棚郡今金町字御影4番地先のトマンケシナイ川橋下流端</td> <td>1.5</td> <td>2条7号区間</td> </tr> <tr> <td>メツ川</td> <td>左岸 北海道瀬棚郡今金町字種川242番地先 右岸 同町同字40番地先</td> <td>1.6</td> <td>2条7号区間</td> </tr> <tr> <td>ピリカヅ川</td> <td>左岸 北海道瀬棚郡今金町字美利河国有林今金事業区239林班へ小班地先 右岸 同町同字345番地の36地先</td> <td>3.4</td> <td>美利河ダム区間</td> </tr> <tr> <td>ピリカヅ川</td> <td>左岸 北海道瀬棚郡今金町字美利河国有林今金事業区252林班ろ小班地先 右岸 同町同字国有林今金事業区239林班ほ小班地先</td> <td>1.8</td> <td>美利河ダム区間</td> </tr> <tr> <td>チウバヅ川</td> <td>左岸 北海道瀬棚郡今金町字美利河98番地先 右岸 同町同字19番地先</td> <td>2.0</td> <td>美利河ダム区間</td> </tr> <tr> <td colspan="3">合 計</td> <td>69.3</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 2条7号区間とは、指定区間外区間(大臣管理区間)の改良工事と一体として施行する必要があるため、河川法施行令第2条第7号に基づき、国が工事を施行する一級河川の指定区間(知事管理区間)</p>		河川名	区 間		延長(km)	備 考	上流端(目標物)	下流端	後志利別川	左岸 北海道瀬棚郡今金町字美利河410地先 右岸 同町同字41-21地先	海	51.0	指定区間外区間	左岸 北海道瀬棚郡今金町字美利河国有林今金事業区238林班か小班地先 右岸 同町同字113番の8地先	左岸 北海道瀬棚郡今金町字美利河410地先 右岸 同町同字41-21地先	5.6	美利河ダム区間	真駒内川	左岸 北海道久遠郡せたな町字北檜山54番地先 右岸 同町字豊岡225番地の2地先	後志利別川への合流点	1.4	2条7号区間	オヤツバ川	左岸 北海道瀬棚郡今金町字鈴金264番地先 右岸 同町字八束9番地先	1.0	2条7号区間	トマガナイ川	北海道瀬棚郡今金町字御影4番地先のトマンケシナイ川橋下流端	1.5	2条7号区間	メツ川	左岸 北海道瀬棚郡今金町字種川242番地先 右岸 同町同字40番地先	1.6	2条7号区間	ピリカヅ川	左岸 北海道瀬棚郡今金町字美利河国有林今金事業区239林班へ小班地先 右岸 同町同字345番地の36地先	3.4	美利河ダム区間	ピリカヅ川	左岸 北海道瀬棚郡今金町字美利河国有林今金事業区252林班ろ小班地先 右岸 同町同字国有林今金事業区239林班ほ小班地先	1.8	美利河ダム区間	チウバヅ川	左岸 北海道瀬棚郡今金町字美利河98番地先 右岸 同町同字19番地先	2.0	美利河ダム区間	合 計			69.3		(表の修正)	<p>1-3-2 河川整備計画の対象区間 本河川整備計画は、河川管理者である北海道開発局長が河川法第16条の2に基づき、後志利別川の指定区間外区間(大臣管理区間)及び河川法施行令第2条7号の区間(以下「2条7号区間」という。)を対象に定めるものである。本計画の対象区間を表1-10及び図1-15に示す。</p> <p>表 1-10 河川整備計画の対象区間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">河川名</th> <th colspan="2">区 間</th> <th rowspan="2">延長(km)</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>上流端(目標物)</th> <th>下流端</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">後志利別川</td> <td>左岸 北海道瀬棚郡今金町字美利河410地先 右岸 同町同字41-21地先</td> <td>海</td> <td>51.0</td> <td>指定区間外区間</td> </tr> <tr> <td>左岸 北海道瀬棚郡今金町字美利河国有林今金事業区238林班か小班地先 右岸 同町同字113番の8地先</td> <td>左岸 北海道瀬棚郡今金町字美利河410地先 右岸 同町同字41-21地先</td> <td>5.6</td> <td>美利河ダム区間</td> </tr> <tr> <td>真駒内川</td> <td>左岸 北海道久遠郡せたな町北檜山区北檜山54番地先 右岸 同町同字豊岡225番地の2地先</td> <td rowspan="7">後志利別川への合流点</td> <td>1.4</td> <td>2条7号区間</td> </tr> <tr> <td>オヤツバ川</td> <td>左岸 北海道瀬棚郡今金町字鈴金264番地先 右岸 同町字八束9番地先</td> <td>1.0</td> <td>2条7号区間</td> </tr> <tr> <td>トマガナイ川</td> <td>北海道瀬棚郡今金町字御影4番地先のトマンケシナイ川橋下流端</td> <td>1.5</td> <td>2条7号区間</td> </tr> <tr> <td>メツ川</td> <td>左岸 北海道瀬棚郡今金町字種川242番地先 右岸 同町同字40番地先</td> <td>1.6</td> <td>2条7号区間</td> </tr> <tr> <td>ピリカヅ川</td> <td>左岸 北海道瀬棚郡今金町字美利河国有林今金事業区239林班へ小班地先 右岸 同町同字345番地の36地先</td> <td>3.4</td> <td>美利河ダム区間</td> </tr> <tr> <td>ピリカヅ川</td> <td>左岸 北海道瀬棚郡今金町字美利河国有林今金事業区252林班ろ小班地先 右岸 同町同字国有林今金事業区239林班ほ小班地先</td> <td>1.8</td> <td>美利河ダム区間</td> </tr> <tr> <td>チウバヅ川</td> <td>左岸 北海道瀬棚郡今金町字美利河98番地先 右岸 同町同字19番地先</td> <td>2.0</td> <td>美利河ダム区間</td> </tr> <tr> <td colspan="3">合 計</td> <td>69.3</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 2条7号区間とは、指定区間外区間(大臣管理区間)の改良工事と一体として施行する必要があるため、河川法施行令第2条第7号に基づき、国が工事を施行する一級河川の指定区間(知事管理区間)</p>		河川名	区 間		延長(km)	備 考	上流端(目標物)	下流端	後志利別川	左岸 北海道瀬棚郡今金町字美利河410地先 右岸 同町同字41-21地先	海	51.0	指定区間外区間	左岸 北海道瀬棚郡今金町字美利河国有林今金事業区238林班か小班地先 右岸 同町同字113番の8地先	左岸 北海道瀬棚郡今金町字美利河410地先 右岸 同町同字41-21地先	5.6	美利河ダム区間	真駒内川	左岸 北海道久遠郡せたな町北檜山区北檜山54番地先 右岸 同町同字豊岡225番地の2地先	後志利別川への合流点	1.4	2条7号区間	オヤツバ川	左岸 北海道瀬棚郡今金町字鈴金264番地先 右岸 同町字八束9番地先	1.0	2条7号区間	トマガナイ川	北海道瀬棚郡今金町字御影4番地先のトマンケシナイ川橋下流端	1.5	2条7号区間	メツ川	左岸 北海道瀬棚郡今金町字種川242番地先 右岸 同町同字40番地先	1.6	2条7号区間	ピリカヅ川	左岸 北海道瀬棚郡今金町字美利河国有林今金事業区239林班へ小班地先 右岸 同町同字345番地の36地先	3.4	美利河ダム区間	ピリカヅ川	左岸 北海道瀬棚郡今金町字美利河国有林今金事業区252林班ろ小班地先 右岸 同町同字国有林今金事業区239林班ほ小班地先	1.8	美利河ダム区間	チウバヅ川	左岸 北海道瀬棚郡今金町字美利河98番地先 右岸 同町同字19番地先	2.0	美利河ダム区間	合 計			69.3	
河川名	区 間		延長(km)	備 考																																																																																																				
	上流端(目標物)	下流端																																																																																																						
後志利別川	左岸 北海道瀬棚郡今金町字美利河410地先 右岸 同町同字41-21地先	海	51.0	指定区間外区間																																																																																																				
	左岸 北海道瀬棚郡今金町字美利河国有林今金事業区238林班か小班地先 右岸 同町同字113番の8地先	左岸 北海道瀬棚郡今金町字美利河410地先 右岸 同町同字41-21地先	5.6	美利河ダム区間																																																																																																				
真駒内川	左岸 北海道久遠郡せたな町字北檜山54番地先 右岸 同町字豊岡225番地の2地先	後志利別川への合流点	1.4	2条7号区間																																																																																																				
オヤツバ川	左岸 北海道瀬棚郡今金町字鈴金264番地先 右岸 同町字八束9番地先		1.0	2条7号区間																																																																																																				
トマガナイ川	北海道瀬棚郡今金町字御影4番地先のトマンケシナイ川橋下流端		1.5	2条7号区間																																																																																																				
メツ川	左岸 北海道瀬棚郡今金町字種川242番地先 右岸 同町同字40番地先		1.6	2条7号区間																																																																																																				
ピリカヅ川	左岸 北海道瀬棚郡今金町字美利河国有林今金事業区239林班へ小班地先 右岸 同町同字345番地の36地先		3.4	美利河ダム区間																																																																																																				
ピリカヅ川	左岸 北海道瀬棚郡今金町字美利河国有林今金事業区252林班ろ小班地先 右岸 同町同字国有林今金事業区239林班ほ小班地先		1.8	美利河ダム区間																																																																																																				
チウバヅ川	左岸 北海道瀬棚郡今金町字美利河98番地先 右岸 同町同字19番地先		2.0	美利河ダム区間																																																																																																				
合 計			69.3																																																																																																					
河川名	区 間		延長(km)	備 考																																																																																																				
	上流端(目標物)	下流端																																																																																																						
後志利別川	左岸 北海道瀬棚郡今金町字美利河410地先 右岸 同町同字41-21地先	海	51.0	指定区間外区間																																																																																																				
	左岸 北海道瀬棚郡今金町字美利河国有林今金事業区238林班か小班地先 右岸 同町同字113番の8地先	左岸 北海道瀬棚郡今金町字美利河410地先 右岸 同町同字41-21地先	5.6	美利河ダム区間																																																																																																				
真駒内川	左岸 北海道久遠郡せたな町北檜山区北檜山54番地先 右岸 同町同字豊岡225番地の2地先	後志利別川への合流点	1.4	2条7号区間																																																																																																				
オヤツバ川	左岸 北海道瀬棚郡今金町字鈴金264番地先 右岸 同町字八束9番地先		1.0	2条7号区間																																																																																																				
トマガナイ川	北海道瀬棚郡今金町字御影4番地先のトマンケシナイ川橋下流端		1.5	2条7号区間																																																																																																				
メツ川	左岸 北海道瀬棚郡今金町字種川242番地先 右岸 同町同字40番地先		1.6	2条7号区間																																																																																																				
ピリカヅ川	左岸 北海道瀬棚郡今金町字美利河国有林今金事業区239林班へ小班地先 右岸 同町同字345番地の36地先		3.4	美利河ダム区間																																																																																																				
ピリカヅ川	左岸 北海道瀬棚郡今金町字美利河国有林今金事業区252林班ろ小班地先 右岸 同町同字国有林今金事業区239林班ほ小班地先		1.8	美利河ダム区間																																																																																																				
チウバヅ川	左岸 北海道瀬棚郡今金町字美利河98番地先 右岸 同町同字19番地先		2.0	美利河ダム区間																																																																																																				
合 計			69.3																																																																																																					
24			24																																																																																																					

(3) 河川景観の保全と形成

河川景観については、流域特性や土地利用、地域の歴史・文化等との調和を図りつつ、その保全と形成に努めることを基本とする。

後志利別川流域は、山林、農地が占める割合が高いことから、それら地域の景観と調和する後志利別川らしい河川景観の保全に努める。また、河川景観を形成する多くの人工系構造物のデザインを河川景観に馴染ませるよう努める。

具体的には以下のように河川景観の保全に努める。

上流部は、後志利別川らしい山地渓流や周辺の景観と調和を図りつつ望ましい河川景観の保全に努める。

メップ川合流点付近ではアユの産卵床等が分布することから、後志利別川の生物を観察する場として生物の生息空間の保全を図るとともに、河川景観としての河畔林の保全に努める。

今金町市街部では河川公園等の整備により、住民の憩いの場であり、川と親しむ場となっている。また、せたな町市街地にある桜づつみ、サケ観察広場についても地域住民の憩いの場、水辺に親しむ場として、地域住民に親しまれている。これら市街地部の河川空間については、河川空間の利用状況に配慮しながら良好な景観の保全と形成に努める。

また、河川景観の構成要素となる樋門など構造物の形態及び素材・色彩等のデザインは、不必要に目立たせることを避け、周辺の河川景観に馴染ませるよう努めるとともに、多くの人々が利用する施設については、誰もが利用できるユニバーサルデザインの考えに基づくバリアフリー化に努め、関係機関と連携を図り総合的な河川景観の形成に努める。



桜づつみ公園



後志利別川上流

(ダム景観
について追記)

(3) 河川景観の保全と形成

河川景観については、流域特性や土地利用、地域の歴史・文化等との調和を図りつつ、その保全と形成に努めることを基本とする。

後志利別川流域は、山林、農地が占める割合が高いことから、それら地域の景観と調和する後志利別川らしい河川景観の保全に努める。また、河川景観を形成する多くの人工系構造物のデザインを河川景観に馴染ませるよう努める。

具体的には以下のように河川景観の保全に努める。

上流部は、後志利別川らしい山地渓流や周辺の景観と調和を図りつつ望ましい河川景観の保全に努める。

メップ川合流点付近ではアユの産卵床等が分布することから、後志利別川の生物を観察する場として生物の生息空間の保全を図るとともに、河川景観としての河畔林の保全に努める。

今金町市街部では河川公園等の整備により、住民の憩いの場であり、川と親しむ場となっている。また、せたな町市街地にある桜づつみ、サケ観察広場についても地域住民の憩いの場、水辺に親しむ場として、地域住民に親しまれている。これら市街地部の河川空間については、河川空間の利用状況に配慮しながら良好な景観の保全と形成に努める。

美利河ダム付近では、トドマツやブナなどが密生し原生林となっており、森林の美しさが特徴的な景観となっている。したがって、ダム付近では、豊かな自然を守り、育て、自然にあふれた景観の保全に努めるとともに、ダムを含めた景観の形成に努める。

また、河川景観の構成要素となる樋門など構造物の形態及び素材・色彩等のデザインは、不必要に目立たせることを避け、周辺の河川景観に馴染ませるよう努めるとともに、多くの人々が利用する施設については、誰もが利用できるユニバーサルデザインの考えに基づくバリアフリー化に努め、関係機関と連携を図り総合的な河川景観の形成に努める。



桜づつみ公園



後志利別川上流

2-2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

2-2-1 洪水等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

(1) 河川の維持管理

利水上、環境上の機能と合わせ、治水上の安全・安心機能を実現・維持するために、河川の状況に応じた的確な維持管理を実施する。また、地域住民や NPO、自治体等と積極的に連携・協働し、共有化した情報を水防活動等に役立てるなど、地域防災力の向上を支援する。

河川はその状態が水象・気象により大きく変化する自然公物であり、堤防は、構成する土の品質が不均一であるという特性を有することから、河川全体の管理水準の向上を確実なものとするため普段から継続的に調査・点検を行い、その結果に基づいて維持管理を 365 日、日々実施する必要がある。このため、河川の状況の変化に対応できるよう状況把握、診断、評価を一連で行う「サイクル型維持管理体系」を構築し、持続的に河川の変化を把握・分析し、その結果は河川カルテなどを活用してとりまとめ、今後の維持管理の実施につなげる。

1) 河川情報の収集・提供

河川の維持管理を適切に行うため、河川現況台帳を整備・保管する。水文、水質、土砂の移動状況、土地利用等の河川管理に資する情報とともに、河川水辺の国勢調査により河川環境に関する情報を適切にモニタリングする。収集した情報は、長期的な保存・蓄積や迅速な活用が図られるよう電子化等を進める。

また、既存の無線システム及び光ファイバー網を活用し、雨量や河川の水位、ダム貯水位、放流量等に加え、画像情報や堤防をはじめとする河川管理施設に関するデータ等の河川情報を収集する。

収集した河川情報については、平常時の河川の利用及び洪水時の防災情報として活用するため、光ファイバー網やインターネット等の情報通信網等を用い、関係機関及び住民に幅広く提供し、情報の共有に努める。

2) 河川管理施設の維持管理

堤防や高水敷及び低水路については、現状の河川環境と河川空間の利用、周囲の土地利用等を踏まえながら、洪水による被害が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能と河川環境が維持されるよう総合的な視点で維持管理を行う。

定期的に河川巡視を実施し、沈下及び亀裂等の堤防の変状、樋門等施設の変状、河道内の樹木の繁茂及び土砂の堆積、ゴミや不法投棄等の状態を常に把握・評価する。また、その結果に応じて、速やかに補修等の対応を実施する。

(文章の適正化並びに説明図の挿入)

2-2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

2-2-1 洪水等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

(1) 河川の維持管理

利水上、環境上の機能と合わせ、治水上の安全・安心機能を実現・維持するために、河川の状況に応じた的確な維持管理を実施する。また、地域住民や NPO、自治体等と積極的に連携・協働し、共有化した情報を水防活動等に役立てるなど、地域防災力の向上を支援する。

河川はその状態が水象・気象により大きく変化する自然公物であり、堤防は、構成する土の品質が不均一であるという特性を有することから、河川全体の管理水準の向上を確実なものとするため普段から継続的に調査・点検を行い、その結果に基づいて維持管理を 365 日、日々実施する必要がある。このため、後志利別川の特性による河川の状況の変化に対応できるよう、5 年間程度の維持管理の内容を定める「維持管理計画」を策定するとともに、年間の維持管理スケジュールを定める「維持管理実施計画」を策定し、それらに基づき調査・点検を実施し、状況把握・診断を加え、維持・補修を行った結果を評価・公表して、次年度の「維持管理実施計画」に反映する「サイクル型維持管理体系」を構築する。

また、持続的に河川の変化を把握・分析し、その結果は河川カルテなどに取りまとめるとともに、データベース化することにより、今後の適切な維持管理につなげる。

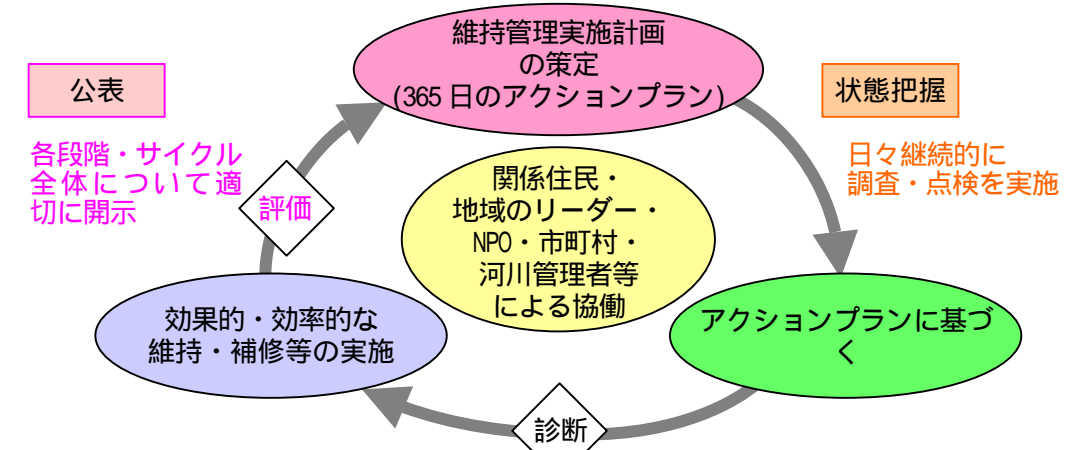


図2-8 サイクル型維持管理体系のイメージ

1) 河川情報の収集・提供

河川の維持管理を適切に行うため、河川現況台帳を整備・保管する。水文、水質、土砂の移動状況、土地利用等の河川管理に資する情報とともに、河川水辺の国勢調査により河川環境に関する情報を適切にモニタリングする。収集した情報は、長期的な保存・蓄積や迅速な活用が図られるよう電子化等を進める。

また、既存の無線システム及び光ファイバー網を活用し、雨量や河川の水位、ダム貯水位、放流量等に加え、画像情報や堤防をはじめとする河川管理施設に関するデータ等の河川情報を収集する。

収集した河川情報については、平常時の河川の利用及び洪水時の防災情報として活用するため、光ファイバー網やインターネット等の情報通信網等を用い、関係機関及び住民に幅広く提供し、情報の共有に努める。

り) 河道の維持管理

出水等で堆積した土砂により、洪水時の流水の阻害となる箇所は河道整正等を実施する。また、河床の洗掘等により既設護岸等に変状が確認された場合は、早期に状態を評価し、適切かつ機動的な補修を実施する。

b) 構造物等の維持管理

ダム、水門、樋門・樋管、排水機場等の河川管理施設が所要の機能を発揮できるように定期的に巡視及び点検・整備を行う。

また、樋門等の操作において、操作性の向上、省力化を図るため、施設の統合及び集中管理による遠隔操作化等を検討し、より効率的かつ確実な施設操作を実施していくとともに、津波対応として遠隔操作化を進める。

表 2-3 主な河川管理施設等(堤防を除く)

河川名	河川管理施設等	箇所数等
後志利別川	ダム	1箇所(美利河ダム)
	排水機場	2箇所(兜野排水機場、北檜山排水機場)
	樋門・樋管	66箇所
	水門	1箇所(今金)
	水文観測所	水位観測所5箇所(河口、大富、今金、住吉、花石) 雨量観測所8箇所(河口、大富、今金、住吉、花石、 奥種川、小倉山、旭台)

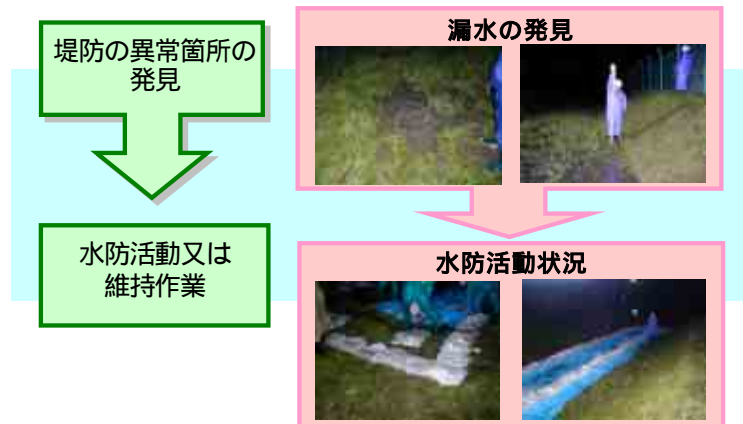
(2) 災害復旧

洪水や地震等により河川管理施設が被害を受けた場合は、速やかに復旧対策を行う。大規模災害が発生した場合に、河川管理施設及び公共土木施設の被災情報を迅速に収集するため、これらの施設の整備・管理等に関して専門の知識を持つ防災エキスパートを活用する。

(3) 危機管理体制の整備

1) 災害時の巡視体制

河川管理施設の状態や異常発生の有無を把握するため、洪水や地震等の災害発生時及び河川に異常が発生した場合又はその恐れのある場合は、迅速かつ的確な巡視を行う。



り) 河道の維持管理

出水等で堆積した土砂により、洪水時の流水の阻害となる箇所は河道整正等を実施する。また、河床の洗掘等により既設護岸等に変状が確認された場合は、早期に状態を評価し、適切かつ機動的な補修を実施する。

b) 構造物等の維持管理

水門、樋門・樋管、排水機場等の河川管理施設が所要の機能を発揮できるように定期的に巡視及び点検・整備を行う。

美利河ダムについては、降雨や貯水池の状況を把握し、治水、利水、環境に寄与するよう、施設の目的に応じた適切な維持管理を行う。

また、樋門の操作において、操作性の向上、省力化を図るため、施設の統合及び集中管理による遠隔操作化等を検討し、より効率的かつ確実な施設操作を実施していくとともに、津波対応として遠隔操作化を進める。

表 2-3 主な河川管理施設等(堤防を除く)

河川名	河川管理施設等	箇所数等
後志利別川	ダム	1箇所(美利河ダム)
	排水機場	2箇所(兜野排水機場、北檜山排水機場)
	樋門・樋管	66箇所
	水門	1箇所(今金)
	水文観測所	水位観測所5箇所(河口、大富、今金、住吉、花石) 雨量観測所8箇所(河口、大富、今金、住吉、花石、 奥種川、小倉山、旭台)

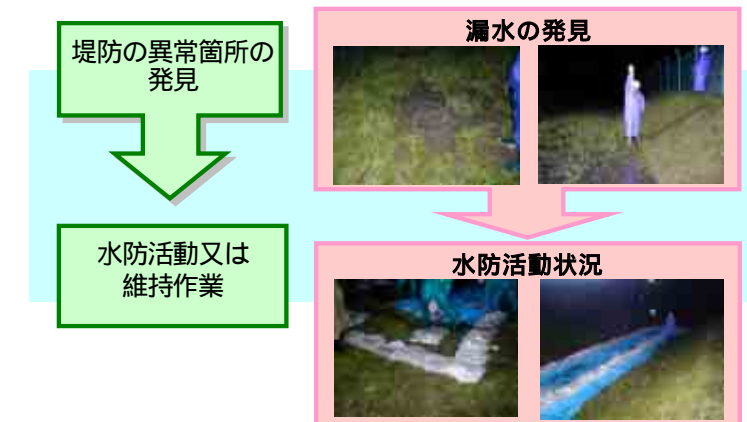
(2) 災害復旧

洪水や地震等により河川管理施設が被害を受けた場合は、速やかに復旧対策を行う。大規模災害が発生した場合に、河川管理施設及び公共土木施設の被災情報を迅速に収集するため、これらの施設の整備・管理等に関して専門の知識を持つ防災エキスパートを活用する。

(3) 危機管理体制の整備

1) 災害時の巡視体制

河川管理施設の状態や異常発生の有無を把握するため、洪水や地震等の災害発生時及び河川に異常が発生した場合又はその恐れのある場合は、迅速かつ的確な巡視を行う。



(ダムの維持管理について追記)